平成２９年（再イ）第２５６号
札幌市西区八軒10条東２丁目１番25―310号
再生債務者　佐野智佳子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年１月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第１０号
北海道岩見沢市春日町３丁目１番１―103号　春日第２住宅
再生債務者　伊藤　一也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年１月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月10日
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（再イ）第２１号
北海道小樽市桜１丁目５番13号
再生債務者　渡邊　織絵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年１月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月10日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（再イ）第１２号
福島県郡山市菜根１丁目26番13号　サンデュエル菜根201号
再生債務者　坂田　元広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年１月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月10日
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２９年（再イ）第３号
栃木県真岡市青田384番地
再生債務者　柴山　敬士
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年１月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月10日
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２９年（再イ）第１４号
長野県諏訪市大字四賀3387番地７
再生債務者　植松　和美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年１月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月10日　長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（再イ）第１０号
愛知県豊橋市老津町字的場121番地の１
再生債務者　小林　優太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年１月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月10日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（再イ）第４４号
大阪府和泉市池田下町2068番地
再生債務者　前田　隆史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年１月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月10日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２９年（再イ）第６６号
広島市中区十日市町１丁目３番８号グロリアス十日市302号、住民票上の住所岡山市北区伊島町２丁目22番22号第二蔵用ハイツ202号
再生債務者　森　雅紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年１月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月10日
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第１９号
山口県宇部市上条１丁目１番32―108号
再生債務者　鶴田　雄一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年１月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月10日　山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（再イ）第１５号
愛媛県新居浜市垣生２丁目７番41号　笑顔館Ａ―202号
再生債務者　高井　充
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年１月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月10日　松山地方裁判所西条支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第19号

流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第５項及び第99条第２項の規定による仮換地指定の通知について、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成30年１月23日
流山都市計画事業
新市街地地区一体型特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
つくば・千葉常磐担当推進役　斎藤　健治

記

1　氏名及び住所
氏名　久保田　安治
住所　千葉県流山市東初石六丁目187番地の133
2　通知の内容
文書番号　しち21―417
新市街地発指定193―１　平成29年12月11日
従前の宅地
町名及び字名　東初石六丁目
地番　187―133　地目　宅地
登記簿地積　148.78㎡
基準地積　148.78㎡
町名及び字名　東初石六丁目
地番　187―136　地目　宅地
登記簿地積　5.98㎡
基準地積　5.98㎡
仮換地
街区番号　D120　画地番号　６画地
地積　139㎡
仮換地の指定の効力発生の日
平成29年12月25日
仮換地について使用又は収益を開始することができる日　別に定めて通知します。

注意
1　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
2　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。

教示
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）
2　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

以　上